

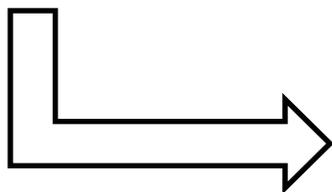
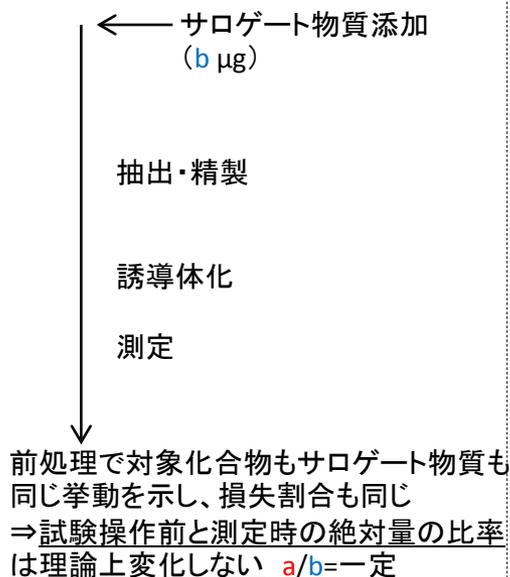
# 家庭用品中の トリフェニル錫化合物及び トリブチル錫化合物の分析法における 比較試験について

平成24年11月1日

平成24年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会  
化学物質安全対策部会家庭用品安全対策調査会

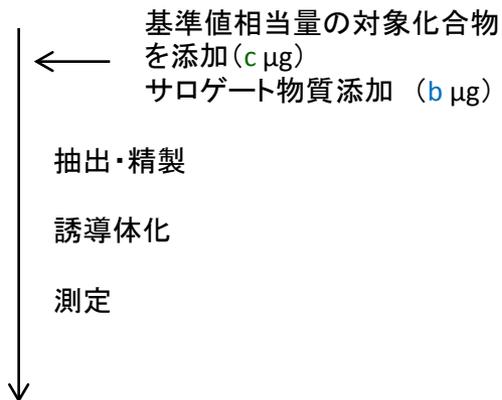
厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室  
国立医薬品食品衛生研究所生活衛生化学部第四室

・実試料 (対象化合物 a μg)



### 報告書(資料1-3)にて提案していた方法

・対照試料 (予め対象化合物が存在しないことを確認した実試料)



前処理で対象化合物もサロゲート物質も同じ挙動を示し、損失割合も同じ  
⇒ 基準値相当濃度の対象化合物とサロゲート物質との絶対量比も一定  
↓  
実試料の対象化合物とサロゲート物質の面積比と比較

$a/b > c/b$  であれば基準値違反

$a/b < c/b$  であればセーフ

#### デメリット

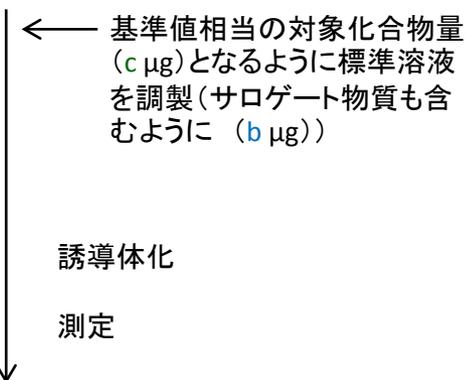
- ・違反試料と同等で対象化合物が含まれない試料を用意することが難しい
- ・予め対照となり得るか確認する必要がある
- ・抽出及び精製操作を行う必要がある  
→ 労力やコストがかかる

#### メリット

- ・実際の試料と全く同じ操作なので極微量な対象化合物を評価する際には正確性が高いはず(未確認)

### 本調査会で提案する方法

・標準液 (定量分析する際の検量線溶液と同義)



⇒ 基準値相当濃度の対象化合物とサロゲート物質との絶対量比は一定  
↓  
実試料の対象化合物とサロゲート物質の面積比と比較

$a/b > c/b$  であれば基準値違反

$a/b < c/b$  であればセーフ

標準溶液との比較にした方が、労力、コスト共によい。  
対照試料を用いなくても標準溶液を用いれば基準値の判定には十分な精度がある。

理論上、どのような操作をしても対象化合物とサロゲート物質との絶対量比は一定のため、対照試料を用いなくても、標準溶液の対象化合物とサロゲート物質との比を比較することで十分に基準値の判定が可能